

岱志高等学校定時制いじめ防止等基本方針

令和3年（2021年）3月3日改訂

熊本県立岱志高等学校（定時制）

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、教師自ら生徒一人一人の大切さを自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが生徒との信頼関係を築き上げ、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが将来にわたりいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であること生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進めなければならない。

これに加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識し、国、県、市町村、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 本校におけるいじめの防止等の基本的な考え方

平成30年5月18日に、いじめが原因で自死した本校全日制3年女子生徒や御遺族の思いをしっかりと受け止め、重大事態を二度と起こさないという強い決意のもと再発防止に努める。綱領「敬愛」「好学」「進取」「前進」及び教育目標、「熊本県いじめ防止対策審議会答申を踏まえた学校の改善について」（令和元年）、「熊本県いじめ調査委員会調査報告書を踏まえた学校の改善について」（令和2年）に基づき、いじめの防止等に取り組む。

なお、教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を引き起こし、深刻化する場合がある。また、教職員一人一人の言動が、生徒の人格形成に大きな影響を与えることを深く自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、生徒に言葉の大切さを気付かせる指導に努めなければならない。特に授業においては、学習内容に関する発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言等については、これを絶対見逃さないこと。

また、本校定時制では、生徒本人や家庭環境等において様々な課題を抱えており、日頃の学校生活においても、職員は生徒一人一人の変化を見逃さず、生徒に関する情報は常に全職員で共有するなど、いじめの防止等も含め生徒に寄り添う取組をする。

3 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立って見極めなければならない。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分

を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの子供にも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめの認知は、特定の教職員にのみよることなく、本校においては「いじめ防止対策委員会」で行う。

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の生徒や、塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒間の何らかの人的関係を指す。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。なお、インターネット上で悪口を書かれた生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行わなければならない。
- 一方で、いじめられた生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するものとは限らない。例えば、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童・生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を本校の「いじめ防止対策委員会」へ情報提供しなければならない。
- 具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。
 - (ア) 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - (オ) 金品をたかられる
 - (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - (ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

4 いじめの理解

- (1) いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。いじめから子供を救うためには、大人も子供も、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。
- (2) いじめは、どの学校でも、どの子供にも、起こりうるものであるが、その責任をいじめられる側に求めるものではない。

- (3) とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。
- (4) 平成28年6月刊行の国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、依然として、多くの児童生徒が立場を入れ替わり被害や加害を経験していることが調査データによって確認されている。
- (5) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構成上の問題（無秩序性や閉塞性等）、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成されるよう努めなければならない。

5 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。

なお、ここで言う「いじめに負けない」という表現は、いじめ心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さを述べたものである。（以下同じ。）

(1) いじめの防止

ア いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の働きかけが必要である。したがって、全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げることが重要である。

イ 特に、生徒には様々な背景（障がいのある生徒、性的指向・性自認に係る生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒等）がある生徒もいることから、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめの防止等に対応することが求められる。

ウ このため、学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが求められる。

エ 併せて、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促進し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要である。

オ さらに、自他の意見や能力等に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調

整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる必要がある。

カ また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

キ さらに、いじめの問題に取り組むことの重要性について県民全体の認識を深め、家庭、地域と一体となって情報モラルの醸成を含めた取組を推進することが必要である。

(2) いじめの早期発見

ア いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒の小さな変化に気付く力を高めることが求められる。

イ いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければならない。

ウ 生徒は思春期の多感な時期であることから、生徒の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一歩踏み込んだ対応が求められる。

エ わずかな兆候にもいじめの可能性を考えて、初期の段階から関わりを持ち、子供たちがいじめを隠したり軽視したりすることがないように積極的に対応する必要がある。

オ いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

ア いじめが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる生徒に対して事実を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行わなければならない。

イ また、個々の事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応することが求められる。特に、寮生活を送っている生徒が関係する事案については、保護者との情報共有を速やかに行うとともに、校長は事案の解決に向けて寮を管理運営する関係者と連携し、組織的かつ丁寧な対応を行うものとする。

ウ このため、教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深め、学校における組織的な対応を可能にする体制の整備が必要である。

エ なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた生徒によるいじめられた生徒に対する謝罪のみで終息するものではない。それは、いじめられた生徒といじめた生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれる。

オ こうしたことから学校は、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していくことが必要である。

カ さらに学校は、全ての児童生徒が、発生したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが求められる。

(4) 家庭や地域との連携

- ア 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭及び地域との連携が欠かせない。
- イ そのためには、PTAや地域の関係団体等と学校が、いじめの問題について協議する機会を設け、学校評議員制度や学校運営協議会制度等を活用し、又は、「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供するなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが期待される。
- ウ なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合は、その結果を児童生徒や保護者、地域住民向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認しなければならない。
- エ また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるように、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応については、学校や学校の設置者において、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導によって十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関等）との適切な連携が必要であり、日頃から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の情報交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが求められる。

その上で、学校等警察連絡協議会等において積極的に情報交換を行い、教育相談の実施に当たっては必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図り、あるいは地方法務局等、学校以外の相談窓口があることを生徒へ適切に周知することなどに取り組むことも重要である。

6 学校におけるいじめ防止等のための指導體制と組織的対応等

いじめ防止等に関する指導を実効的に行うために、管理職を含む複数の教職員、専門的な知識を有する外部関係者により構成する「いじめ防止対策委員会」を設置する。

その他、各種委員会も連携した組織的対応をする

(1) いじめ防止対策委員会

ア 構成員

外部専門家、校長、教頭（全日制・定時制）、生徒指導主事（全日制・定時制）、養護教諭（全日制・定時制）、人権教育主任（全日制）、（教育相談員）、関係職員
※情報集約担当者：生徒指導主事

イ いじめ防止対策委員会（以下、委員会）の役割

- (ア) 委員会は、いじめ防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報をもとに、組織的に対応する。
- (イ) いじめであるかどうかの判断は組織的に行うため、委員会が、情報の収集と記録、共有を行う。教職員は、小さな変化や兆候、懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、すべて委員会に報告・相談すること。
- (ウ) 当該組織に集められた情報は、個別の生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ること。

(エ) 委員会は、基本方針の見直し、いじめの取組が計画どおりに進んでいるかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの取組についてPDCAサイクルで検証を行う。

(オ) 委員会は、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を加えるなど、柔軟な組織とする。また、外部専門家との関係も日頃から構築し、適切な助言が得られるようにする。

【委員会の具体的な役割】

○いじめ防止の取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正

○いじめの相談・通報の窓口（定時制教頭もしくは定時制教育相談担当）

○いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

○緊急会議の開催

※いじめに係る情報があった場合に開催。いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制及び方針の決定、保護者との連携等を組織的に行う。

(2) 人権教育推進委員会

○構成員：定時制教頭、人権教育担当職員、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、（関係職員）

○役割：あらゆる人権問題の理解と認識を深め、人権を尊重する精神と実践力を育成させる。特にいじめ問題については、学校現場における最も重大かつ深刻な人権問題として認識し、他の組織を率先して牽引し協力しながら問題に対処する基幹となる。

(3) いじめの相談窓口及び情報集約窓口

○教育相談係を主に、担任をはじめ全職員を窓口とする。

○生徒指導主事を、情報の集約等に係る業務の担当者「情報集約担当者」とする。

(4) その他の組織

※それぞれの組織はその特性を活かしながら多様化するさまざまな事案に対処していく。

○特別支援教育委員会

○セクハラ防止対策委員会

○生徒指導部

○学校評議委員会

○重大事態対策委員会（緊急時）

7 学校におけるいじめの防止等に関する取組

(1) いじめの防止の重点取組

本校「熊本県いじめ調査委員会調査報告書を踏まえた学校の改善について」より、授業規律の回復と言語環境の整備、教職員間の連携強化を特に注視し、次の①～⑦について重点的に取り組む。

①教員に対する研修体制の確立と研修内容の充実

- ・自分のこととして主体的に取り組む研修の実施
- ・実践的な研修の実施

②「人権尊重」に立った生徒の言語環境に対する指導

- ・生徒の言語環境に対する指導の徹底
- ・授業規律の回復と授業改善に向けた取組

③教育相談体制の充実

- ・危機管理部（生徒支援担当）を中心とした教育相談体制の整備
- ・生徒が安心して話することができる環境や雰囲気づくり

④外部専門職の活用

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携
- ・警察や荒尾市等の関連機関との連携

⑤思春期の生徒に対する配慮

- ・思春期講演会の実施
- ・心と体の振り返りシートの活用
- ・家庭との連携

⑥「『いじめの加害者』と疑われる生徒」に対する指導と援助

- ・保護者や校内関係部署（特に危機管理部）、SC・SSWとの連携
- ・通級指導のノウハウの活用

⑦情報モラルに対する指導

- ・SNS等に関する講演会の実施と関係機関との連携
- ・スマートフォン使用時のルールの設定推進（家庭のルール）

(2) 年間計画

ア 年間の取組について検証を行う時期

年3回（7月、12月、3月）の「いじめ防止対策委員会」で検証する。

イ 取組の評価、会議、職員研修の実施時期

(ア) 取組の評価

- 心のアンケート（6月、12月、2月）
- 学校評価アンケート（生徒、保護者、職員）、職員自己評価（12月）
- 学校評議員会及び関係者評価委員会（6月、2月）

(イ) 会議

- いじめ防止対策等委員会（年3回）
- 特別支援教育委員会及びケース会議（随時）

(ウ) 職員研修

- 生徒理解職員研修（年度当初をはじめ随時）
- 家庭訪問報告会（5月）
- 人権教育研修会（校内2回、校外2回）
- 情報モラル教育（8月）
- 健康相談報告会（10月、3月）
- 職場訪問報告会（11月）
- コミュニケーション能力（随時）

(3) いじめ未然防止及び早期発見のための取組について

本校定時制の生徒は、中学まで不登校であった割合が極めて高い。さらに、不登校に至る原因を調査してみると、いじめ問題をはじめとした人間関係のトラブルに端を発することが多い。

そこで、本校定時制では、生徒理解に基づいた教育活動を全職員が共通理解して実践している。そして、生徒（新入生含む）の負った心の傷をできるだけ早期に癒して、新しい学校生活に慣れさせ、自ら学校に通う習慣を確立させ、新たな目標を持たせることを目指したさまざまな取組を行う。観察や対話及び様々な調査結果から生徒達の実態を把握し、全職員で情報を共有する。さらに校内研修を随時実施して、いじめ問題に対する意識を深め対応していく。

ア 担任

- 新学期の早い時期に個人面談を実施するとともに、家庭訪問を行って生徒個人の状況の把握に努める。その結果を精査して持ち寄り、職員会議等を通して全職員で貴重な情報を共有する。
- クラスの中で、人間関係のこじれなどの初期のトラブルについては、初期の段階で迅速かつ丁寧に対応する。
- 日頃から過剰なストレスを与えないように注意し、「いじめは許されない行為」であることを認識させ、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを形成するように指導する。

イ 生徒指導部

- 入学者が確定後（3月中～下旬）に各出身中学を訪問して、新入生の情報、特に調査書に書かれていない部分の情報を中心に収集する。特に、いじめの有無や人間関係のこじれ等については、今後の指導の貴重な資料となるため、特に念を入れて調査を行う。
- 新入生を対象とした「いじめ問題に関する独自アンケート」を実施して、生徒の実態を把握する。
- 毎日登校前の校門指導や授業中の巡回指導、下校時のたまり場指導等を通して、問題行動やいじめ事案などの未然防止や早期発見につとめている。
- クラス内の事案がこじれて問題行動等に発展した場合は、生徒指導部に指導の主体を移して問題に対応していく。
- 国や学校、そして、職場などの組織の規則を遵守する精神や、自他のプライバシーを尊重する心を育成させる。
- いじめが認知される、されないに関わらず、保護者や外部へのきちんとした説明責任を果たす。
- 「心のアンケート」や「心の絆を深める月間」などを、いじめの早期発見並びに根絶のための重要な行事と位置づけ、生徒指導部と担任を中心として全職員で連携し、いじめゼロの目標を達成できるよう取り組む。

ウ 人権教育

- 年二回の人権教育特別授業を通して、他者の人権を尊重し、人間としてお互いの人格を認めることの大切さを会得できるよう指導していく。
- いじめ問題に関しては、最も重大な人権問題として率先し対応していく。

エ 生徒会活動

- 顧問が中心となり各部、各教科と連携して生徒間の親睦を目的とした学校行事を企画運営していく（なお、学校行事とは、球技大会、歓迎会、研修旅行、スポーツフェスティバル、文化祭、観月会、百人一首大会、映画鑑賞会等を指す）。そうした行事を実施することで、生徒間、生徒職員間に温かい雰囲気醸し出し、家族同様の人間関係が営めるようになることは、本校にとってはいじめ防止のための最も有効で重要な手立てと位置づけることができる。
- 生徒会主体の委員会活動（仮称 いじめ防止生徒委員会）を設置し、生徒間でいじめのない学校に築き上げていけるように支援する。

オ 相談活動

- 教育相談の実施（随時）
- 健康相談（10月、3月）では、「傾聴」を基本に、心身の諸問題について困り感を持っている生徒の把握や経過観察に努め、継続した関わりにつないでいる。
- いじめ問題とはっきり判断できないものの、心配な事案が発生した場合は、主な相談窓口として機能させる。

カ 「命を大切にする」心を育む指導プログラム（年10回、教科横断的取組）

キ 授業改善による基礎学力向上及び言語環境の向上

公開授業及び授業評価、T-T授業、夏休み学習会等による授業改善を行い、基礎学力の向上を図る。また、授業時における生徒間及び生徒・職員間の言語環境の状況を全職員で共有し改善に努め、不適切な発言を見逃さず指導する等、言語環境の向上に努める。

ク 熊本県が毎年実施する調査

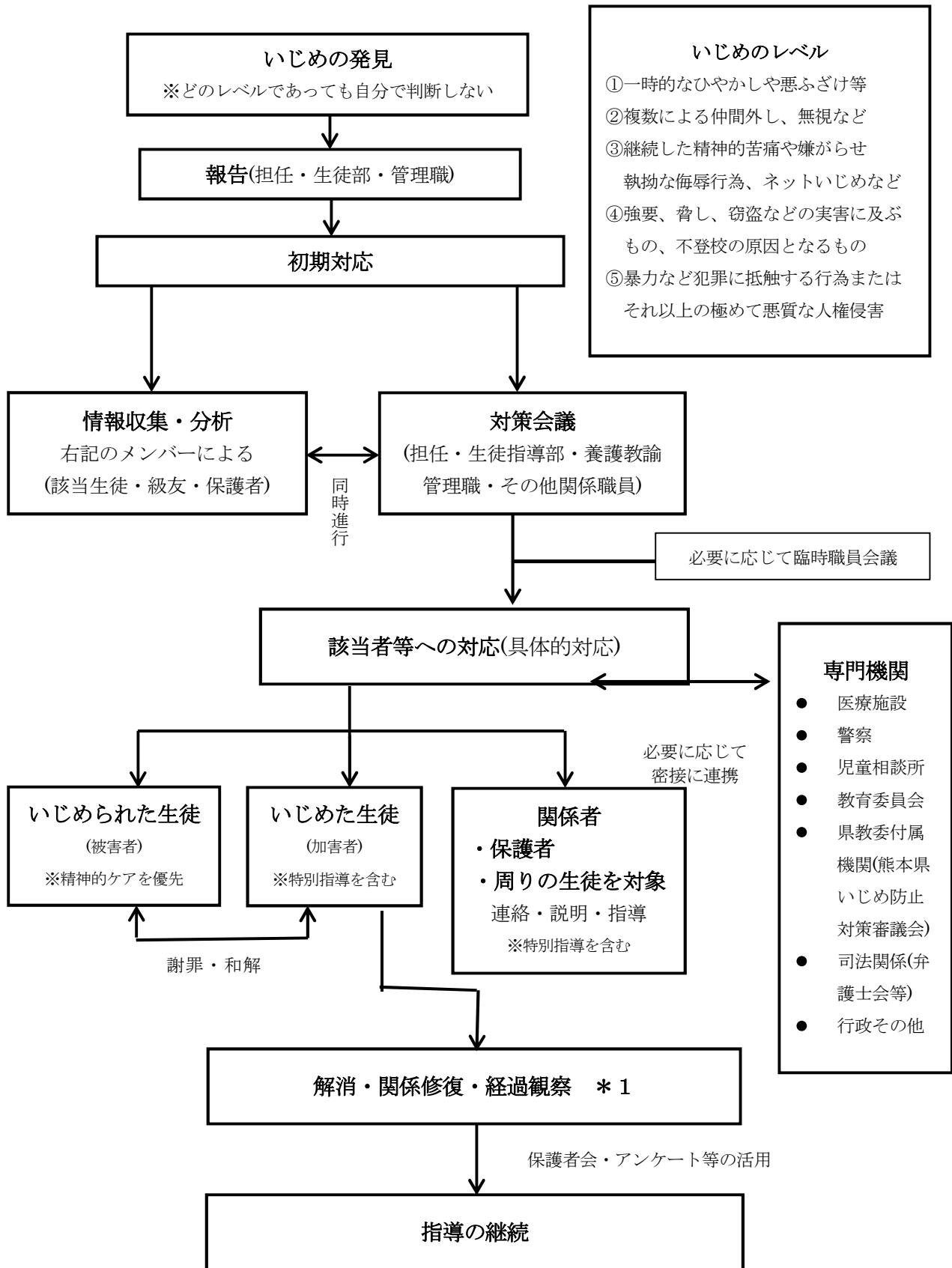
「心のアンケート」及び「問題行動調査」などの結果も参考にしながら、生徒達の実態を把握し全職員で情報を共有する。

8 いじめに対する措置及び重大事件への対応

本校独自のいじめ問題対策マニュアル及び熊本県が策定した「いじめ発生時の県立学校における対応フロー図」に従って行う。

重大事案が発生した場合、本校定時制が定めた「重大事案対応マニュアル」に従って冷静かつ誠実に対応していく。その際は外部委員を中心に構成された重大事案対応委員会と連携して事態に取り組む。また、必要に応じて他の外部機関に協力を求める。

岱志高校定時制のいじめ問題対策マニュアル



* 1 いじめの解消とは、少なくとも3ヶ月を目安としていじめに係る行為がやんでいること、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことが面談等で確認できたことである。